

## 飲食出店規約事項 [2022年5月現在]

以下、規約事項を必ずご熟読いただき、ご承諾の上お申し込みください。

### 1、出店資格

- ・出店代表者が満20歳以上であること。
- ・保健所の営業許可書を有していること。

### 2、飲食出店の募集内容・会場・日程

- ・募集内容：飲食物の販売
- ・募集会場：たつの未来館アラバ 〒399-0425 長野県上伊那郡辰野町大字樋口 2313-1
- ・募集日程：① 6月25日（土）3x3バスケットボールALAPAカップ（一般の部）開催日  
※雨天時は辰野町民体育館にて実施  
② 7月2日（土）3x3バスケットボールALAPAカップ（小中学生の部）開催日  
※雨天中止（施設は通常営業）  
①、②のどちらかからお選びください。
- ・来場見込み：各50名程度
- ・募集店舗数：各2~3店舗  
※出店ジャンルが偏らぬよう、またイベントコンセプトに合うかなど、申込時に頂く内容にて  
選考させていただきます。

### 3、出店料金・支払方法

- ・出店料金は売上歩合10%を徴収致します。
- ・お支払いは営業終了後、当日中にお願ひします。

### 4、出店のお申込み方法

- ・当施設のホームページより申込書をダウンロードして下さい。

### 5、雨天時、開催の有無について

- ・開催1週間前の時点で、長野県内に緊急事態宣言、又はまん延防止等重点措置が発令されている場合は開催を中止といたします。
- ・早朝から少しでも雨が降っている場合、  
① 6/25は雨天時会場にて開催いたします。  
② 7/2は開催を中止といたします。※施設は通常営業の為、未開催でも出店は可能です。

※主催者は、荒天時や天災、不可抗力の原因により開催を中止・延期、またはその他規定の一部を変更することがあります。これにより生じた出店者その他の損害については補償いたしません。

#### 6、キャンセル

- ・原則、出店申込後のキャンセルはできません。特に前日、当日のキャンセルは禁止します。

#### 7、ブース利用について

- ・出店時は、決められた枠内にてブース展開を行って下さい。
- ・テーブル、椅子、ドラムの貸し出しをご希望の方は、出店申込書<sup>⑫</sup>その他ご要望欄に必要個数をご記入下さい。
- ・出店権利の第三者譲渡・貸与は禁止します。
- ・開催終了後は出店スペースの原状復帰に努めて下さい。飲食物等により出店スペースが汚れた場合は出店者が責任を持って清掃してからお帰り下さい。

#### 8、取扱品目と販売価格について

- ・出店者間における商材のバッティング等は配慮いたしません。
- ・販売価格については、適正な範囲にて設定して下さい。

#### 9、搬入、搬出

- ・朝9：00から搬入が可能です。イベント開始（10：00）までには搬入を終えて下さい。
- ・搬出は17：00迄にご退出下さい。
- ・当日は駐車場が大変込み合うことが予想されます。なるべく複数でお乗り合わせの上お越し下さい。
- ・会場内へ車両を乗り入れる際は、安全を最優先に時速20km以下の徐行運転を義務付けます。

#### 10、接客マナー

- ・接客態度やサービスについては十分なお配慮をお願いします。
- ・お客様からのクレームが多数寄せられた場合、出店をお断りいたします。
- ・飲酒や、営業区域内での喫煙は禁止します。

#### 11、ゴミ清掃の実施・衛生面での対策

- ・出店場所の清掃は、出店前と終了後に必ず行って下さい。
- ・手洗いの実施、清潔感のある服装等、来場者に不快感を抱かせないよう対応して下さい。
- ・各店舗でゴミ箱は必ず設置して下さい。

## 12、給排水

- ・給水所はありません。水は各自ご持参下さい。
  - ・調理等で使用した雑排水は必ず持ち帰って下さい。
- ※トイレでの水汲み、調理器具の洗浄は厳禁です。

## 13、営業許可関係

- ・保健所より交付された営業許可書は営業中必ず携帯すること。
- ・出店の際、食品衛生責任者の資格を有するスタッフが現場に常駐すること。
- ・本人以外の出店は認めません。
- ・暴力団員等、または暴力団密接関係者の出店はお断りいたします。

## 14、イベント運営への協力体制

- ・開催の趣旨に同意し、イベントの運営を第一に考えての対応を行って下さい。
- ・主催者より指示があった場合は、速やかに指示に従って下さい。
- ・当日の不測の事態により、出店範囲の変更や取扱品目の調整が生じた場合、それに応じるものとします。
- ・各種イベント・企画等には積極的に参加、協力をお願いいたします。

## 15、車両事故、衛生面での事故、その他トラブル

- ・車両事故や飲食販売に関する事故が発生した場合は、全て事故の費用負担において賠償して頂きます。
- ・食品の取り扱いについては、食品衛生法及び関連法令の法規定・衛生基準を順守し、監査官庁の指示に従うだけでなく、出店各自が自主責任として食中毒や感染症、・事故・苦情等が発生しないように十分注意して下さい。万が一、事故等が発生した場合は、速やかに主催者に報告し、協議のうえ出店者自らの責任と費用を以て事後対応をして下さい。
- ・出店商品などの管理・保護については、出店者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害などに対して、主催者はその損害を補償しません。

## 16、その他、違反行為

- ・営業条件を順守できない場合は、主催者の判断により途中で営業を停止させます。また、それにより出店者が被る損害については、主催者はこれを補償いたしません。
- ・営業者間においては、健全な関係性を保つよう努めるものとする。営業者同士のトラブルには厳重な処分を以て対応いたします。

## 17、免責事項

- ・主催者は必要が生じた時点で規約を自由に変更できるものとし、規約の変更に伴い営業者に不

利益が発生した場合、主催者はその責任を一切負いません。

- ・規約改定があった場合には、通知・公表を行います。通知・公表後に出店された場合には、内容をご承諾いただいたものとみなします。
- ・営業者が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって損害を与えた場合、主催者は当該営業者に対して相応の損害賠償の請求ができるものとします。